

# 調査等請負契約における設計変更ガイドライン

令和 2 年 4 月

東日本高速道路株式会社

## VII巻末資料Ⅲ

### 1. 契約条項対比表

この対比表は、令和2年4月に調査等請負契約書の改正に伴い、①令和2年3月31日までの契約書適用業務と②令和2年4月1日以降の契約書適用業務 の条項を整理したものであり、令和元年7月のガイドラインは、令和2年3月31日までの契約書の条項に基づき記載しているため、令和2年4月1日以降の契約書を適用する業務にあっては、対比表により読み替えて運用すること。

契約条項対比表

令和2年3月31日までの契約書	令和2年4月1日以降の契約書
第1条 総則	左記同
第2条 指示等及び協議の書面主義	左記同
第3条 内訳明細書及び工程表	左記同
第4条 契約の保証	左記同
第4条の2 低入札価格調査を実施した場合の契約の保証、前払金及び違約金の特例	左記同
第5条 権利義務の譲渡等	左記同
第6条 著作権の譲渡等	左記同
第7条 一括再委任等の禁止	左記同
第8条 特許権等の使用	左記同
	第8条の2 意匠の実施の承諾等
第9条 監督員	左記同
第10条 管理技術者	左記同
第11条 照査技術者	左記同
第12条 地元関係者との交渉等	左記同
第13条 土地への立入り	左記同
第14条 管理技術者等に対する措置請求	左記同
第15条 履行報告	左記同
第16条 貸与品等	左記同
第17条 設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務	左記同
第18条 条件変更等	左記同
第19条 設計図書等の変更	左記同

令和2年3月31日までの契約書	令和2年4月1日以降の契約書
第 20 条 業務の中止	左記同
第 21 条 業務に係る受注者の提案	左記同
	第 22 条 適正な履行期間の設定
第 22 条 受注者の請求による履行期間の延長	第 23 条 左記同
第 23 条 発注者の請求による履行期間の短縮等	第 24 条 左記同
第 24 条 履行期間の変更方法	第 25 条 左記同
第 25 条 請負代金の変更方法等	第 26 条 左記同
第 26 条 臨機の措置	第 27 条 左記同
第 26 条の 2 反社会的勢力による不当介入を受けた場合の措置	第 27 条の 2 左記同
第 26 条の 3 反社会的勢力の排除に関する誓約	第 27 条の 3 左記同
第 27 条 一般的損害	第 28 条 左記同
第 28 条 第三者に及ぼした損害	第 29 条 左記同
第 29 条 不可効力による損害	第 30 条 左記同
第 30 条 請負代金の変更に代える設計図書の変更	第 31 条 左記同
第 31 条 検査及び引渡し	第 32 条 左記同
第 32 条 請負代金の支払い	第 33 条 左記同
第 33 条 引渡し前における成果品の使用	第 34 条 左記同
第 34 条 前金払【※1】	第 35 条 左記同
第 35 条 保証契約の変更	第 36 条 左記同
第 36 条 前払金の使用等【※1】	第 37 条 左記同
第 37 条 部分引渡し	第 38 条 左記同
第 38 条 第三者による代理受領	第 39 条 左記同
第 39 条 前払金等の不払に対する業務中止【※1】	第 40 条 左記同
第 40 条 瑕疵担保	第 41 条 契約不適合責任
第 43 条 発注者の任意解除権	第 42 条 発注者の任意解除権
第 42 条 発注者の解除権 第 42 条の 2 契約が解除された場合等の違約金等	第 43 条 発注者の催告による解除権
(第 42 条 発注者の解除権) (第 42 条の 2 契約が解除された場合等の違約金)	第 44 条 発注者の催告によらない解除権

令和2年3月31日までの契約書	令和2年4月1日以降の契約書
	第 45 条 発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限
第 44 条 受注者の解除権	第 46 条 受注者の催告による解除権
(第 44 条 受注者の解除権)	第 47 条 受注者の催告によらない解除権
	第 48 条 受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限
第 45 条 解除の効果	第 49 条 左記同
第 46 条 解除に伴う措置	第 50 条 左記同
(第 41 条 履行遅滞の場合における損害金等) (第 42 条の 2 契約が解除された場合等の違約金等)	第 51 条 発注者の損害賠償請求等
第 41 条の 2 談合等不正行為があった場合の違約金等	第 51 条の 2 左記同
第 41 条の 3 履行遅滞の場合における損害金等 (第 44 条 受注者の解除権)	第 52 条 受注者の損害賠償請求等
(第 40 条 疎疵担保)	第 53 条 契約不適合責任期間等
第 47 条 保険	第 54 条 左記同
第 48 条 賠償金等の徴収	第 55 条 左記同
第 49 条 紛争の解決	第 56 条 左記同
第 50 条 情報通信の技術を利用する方法	第 57 条 左記同
第 51 条 契約外の事項	第 58 条 補則

※1:入札公告で前金払を有とした調査等に適用

# 調査等請負契約における設計変更ガイドライン

## (令和2年4月版)

---

令和元年 7月 初 版  
令和2年4月 2版（VIIを追加）  
監修 東日本高速道路株式会社  
発行 東日本高速道路株式会社  
〒100-8979 東京都千代田区霞が関3-3-2  
新霞が関ビルディング  
TEL 03-3506-0111（代表）

無断転載複製を禁ず

Copyright2020 East Nippon Expressway Company Limited